

令和8年3月31日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則8—12（職員の任免）の運用について」の一部改正
について（通知）

「人事院規則8—12（職員の任免）の運用について（平成21年3月18日
人企一532）」の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降
は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第21条関係	第21条関係
1 (略)	1 (略)
2 前項の規定にかかわらず、 <u>任命権者は、次の各号に掲げる場合には、この条の各号に掲げる</u>	2 前項の規定にかかわらず、 <u>第22条第1項第3号に該当して同項ただし書の規定により同項</u>

能力実証方法の中から、当該次の各号に定める方法（任命権者が必要と認める方法がある場合にあっては、当該各号に定める方法に加え、当該必要と認める方法）を選択すれば足りるものとする。

一 第22条第1項第3号に該当して同項ただし書の規定により同項に規定する募集を行わない場合 この条の第2号に規定する過去の経歴の有効性についての経歴評定（以下「経歴評定」という。）

二 第18条関係第4項第1号(2)に掲げる採用を行おうとする場合 この条の第2号に規定する人柄、性向等についての人物試験（以下「人物試験」という。）及び経歴評定

三 相当程度の専門的な知識、

に規定する募集を行わない場合における能力実証方法については、任命権者は、この条の第2号に掲げる方法の中から一以上選択すれば足りるものとする。

この場合において、同号の「過去の経歴の有効性についての経歴評定」には、第42条第2項の規定により同項第3号に掲げる官職に任期を定めて採用された職員としての従前の勤務実績の評価が含まれる。

（新設）

（新設）

（新設）

技術等を必要とする業務に従事することを職務とする官職（法第36条に規定する係員の官職（次号において「係員の官職」という。）を除く。）で、これらの知識、技術等を有することを示す資格又はこれらの知識、技術等に関連する研究機関での勤務経験その他これに相当する十分な実務経験を有する者をもって補充しようとするものに採用しようとする場合 人物試験及び経歴評定

四 府省等（第30条第1項第1号に規定する府省等をいう。以下同じ。）に共通する業務（府省等が行う業務のうち、人事、組織又は定員に関する業務その他の当該府省等の任務及びこれを達成するため必要となる固有の所掌事務の範囲として定められているもの以外のものをいう。）に従事することを職務とする官職（係員の官職を除く。）

（新設）

で、かつて職員であった者
(職員として一定の期間勤務
した経験を有する者に限
る。)のうち、離職後に民間
企業における実務経験等を有
する者をもって補充しようと
するものに採用しようとする
場合 人物試験及び経歴評定

五 府省等に勤務した経験を通

(新設)

じて得られる当該府省等の任
務及びこれを達成するために
必要となる固有の所掌事務に
係る専門的な知識、技術等を
必要とする業務に従事するこ
とを職務とする官職で、かつ
て職員であった者(職員とし
て一定の期間勤務した経験を
有する者であって、原則とし
て当該官職の属する府省等を
離職したものに限る。)を
もって補充しようとするもの
に採用しようとする場合 人
物試験

3 前項第1号に掲げる場合にお

(新設)

ける経歴評定には、第42条第
2項の規定により同項第3号に

掲げる官職に任期を定めて採用
された職員としての従前の勤務
実績の評価が含まれる。

以 上